

## 公立大学法人滋賀県立大学が徴収する料金の上限の変更の認可について

## 1 変更認可の理由

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学から、公立大学法人滋賀県立大学が徴収する料金の上限の認可の一部を変更する認可申請があったため、変更の認可を行おうとするものです。

## 2 変更の内容

留学生宿舍使用料の上限額について、月額4,500円から月額9,500円に変更することとします。（第4項関係）

## 公立大学法人滋賀県立大学が徴収する料金の上限の認可 新旧対照表

旧	新
料金の上限 第1項から第3項まで 省略 4 留学生宿舍使用料の上限額は、月額4,500円とする。	料金の上限 第1項から第3項まで 省略 4 留学生宿舍使用料の上限額は、月額9,500円とする。